

平成 27 年 3 月 3 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 26 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（補正分）
補助金交付申請の受付開始について

平成 26 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金事業（CEV 補助金）については、補助金交付申請の期限を平成 27 年 3 月 6 日までとしておりましたが、新たに、平成 26 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（補正分）の受付を開始することが決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

補助金交付申請の受付を、新たに平成 27 年 3 月 9 日（月）より開始し、平成 27 年 10 月 7 日（水）（必着）まで受付します。

【留意事項】

- ①補助金の交付の対象となる車両は、2 月 27 日以前の登録車両も含め、9 月 30 日までに初度登録（または届出）され、申請書が 10 月 7 日（必着）までにセンターに到着する車両とします。

但し、個別車両ごとの申請書提出期限のルールは従来通りですのでご注意ください。

【個別車両ごとの申請書提出期限のルール】

車両代金の支払いを完了させた上で、初度登録日から 1 か月以内（翌月の前日）に送付（消印有効）。

初度登録日までに支払が完了しない場合は、例外的に、支払を完了させた上で、登録日の翌々月の末日までに送付（消印有効）。

- ②3 月 9 日以降にセンターに到着した申請書の事務処理は、4 月 1 日以降となるため、補助金の交付も、それ以降になります。
- ③予算の残額状況によっては、10 月 7 日以前に、受付を終了することもあります。

以上

平成26年度CEV補助金（補正分） 補助金交付申請受付開始に関するFAQ

1	3月6日（金）までにセンターに到着した申請の処理日程等はどうなりますか？
	○申請書類に不備がない場合は、3月中に補助金を交付します。 申請書類に不備が見つかった場合は、書類の不備を整えていただいた上で、補助金の交付は4月以降となる場合があります。
2	3月9日（月）以降も、これまでと同じように申請を受け付けてくれるということですか？
	○その通りです。 ・申請用紙も変更はありません。 ・補助金額も変更はありません （ただし、今後、補助対象車両の価格や仕様等に変更があれば補助金額を変更する場合があります） ・個別車両ごとの申請書の提出期限のルールも変わりません。 ⇒車両代金の支払いを完了させた上で、初度登録日から1か月以内（翌月の前日）に送付（消印有効）。 初度登録日までに支払が完了しなかった場合は、例外的に、支払を完了させた上で、登録日の翌々月の末日までに送付（消印有効）。
3	2月27日（金）以前に登録した車両も、3月9日（月）以降に申請すれば受け付けてくれるということですか？
	○その通りです。 ○ただし、個別車両ごとの申請書の提出期限は従来通りですので、それを過ぎた申請は受付できません。 ⇒例えば、初度登録日が2月20日の車両は、1か月以内の3月19日（消印有効）が提出期限です。 もし、支払が完了しない場合は、全額の支払いを済ませ、初度登録日の翌々月末、つまり4月30日（消印有効）が提出期限です。
4	3月9日（月）以降に到着した申請の補助金交付は4月以降とのことですが、いつ頃ですか？
	○申請の件数にもよりますので、具体的な時期は申し上げられません。 【理由】3月9日（月）以降に到着した申請書類の審査処理の開始は4月1日以降となるためです。
5	3月9日（月）以降に、センターに送付した申請の事務処理進捗を確認することはできますか？
	○センター到着時点で、「受付」したことはデータ入力しますので、検索すると「審査中」と表示されます。 ただし、具体的な審査処理は4月1日以降となりますのでご了承ください。
6	締切が10月7日（水）より早まる場合は事前に案内がありますか？
	○その場合には、事前にHPでご案内します。
7	補正予算はいくらですか？
	○総額100億円です。
8	10月7日（水）以降の申請受付はどうなりますか？
	○現時点では未定です。